

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 二ノ宮 健治

1 日 時

令和4年6月23日（木） 午後1時02分から
午後3時50分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

二ノ宮健治、後藤慎太郎、三浦正臣、元吉俊博、御手洗吉生、羽野武男、玉田輝義、
荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、小嶋秀行、猿渡久子、麻生栄作

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 山田雅文、生活環境部長 高橋強、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第57号議案のうち本委員会関係部分、第62号議案及び第63号議については、可決すべきものと、第2号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

請願16については、継続審査とすることを全会一致をもって決定した。

(2) 陳情40から42、46及び47について質疑を行った。

(3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。

(4) 令和3年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越し計算書について、令和3年度大分県病院事業会計決算の概要について、脱炭素社会総合推進本部の設置について及び新型コロナウイルス感染症について、執行部から報告を受けた。

(5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

(6) 県外所管事務調査の実施について協議し、11月14日から18日のうち、2泊3日の日程で実施することを決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主査 飛鷹真典

政策調査課調査広報班 主査 吉野美穂

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和4年6月23日（木）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：30

(1) 付託案件の審査

第 63号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

①令和3年度大分県病院事業会計決算の概要について

(3) その他

3 生活環境部関係

13：30～14：30

(1) 付託案件の審査

第 57号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

第 62号議案 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正について

第 2号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）について
（本委員会関係部分）

請 願 16 犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて

(2) 付託外案件の審査

陳 情 42 女性トイレの維持及び安心安全の確保を求める意見書の提出について

陳 情 46 沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出について

陳 情 47 中国共産党による臓器収奪の非難ならびに人権侵害の即時停止を求める意見書の提出について

(3) 県内所管事務調査のまとめ

①大分県地球温暖化防止活動推進センター等の取組について

(4) 諸般の報告

①脱炭素社会総合推進本部の設置について

(5) その他

4 福祉保健部関係

14：30～16：00

(1) 付託案件の審査

第 57号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

第 2号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）について
（本委員会関係部分）

(2) 付託外案件の審査

陳 情 40 児童相談所での子どもの人権を尊重する改善策の早期実施に関する意見書の提出について

陳 情 41 岩国児童相談所に関する意見書の提出について

(3) 請願処理結果の報告

請 願 14 子どもたちへの新型コロナワクチン接種に関して配慮を求めることについて

(4) 諸般の報告

<法令に基づく報告>

報第 4号 令和3年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

<その他の報告>

①新型コロナウイルス感染症について

(5) その他

5 協議事項

16:00~16:10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

二ノ宮委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、委員外議員として守永議員、小嶋議員、猿渡議員、麻生議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、報告1件、請願1件及び陳情5件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

それでは、付託案件の審査を行います。

まずは、第63号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

井上病院局長 二ノ宮委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について、日頃より御指導、御支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症における県内の感染状況について、ここ最近は下降傾向にはありますが、いまだ安心できる状況にはないと考えています。当院においては、引き続き感染状況に注視しながらしっかりと対応します。

本日は、付託案件の審査として、病院事業に係る料金条例の一部改正について、御審議のほどよろしく願います。あわせて、令和3年度の病院事業会計決算がまとまったので、御報告します。

於久医事・相談課長 第63号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について御説明します。

議案書は18ページですが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。

資料の2ページをお開きください。

1 改正概要ですが、紹介状なしで受診する場合の定額負担の額の改定に伴い、大分県病院事業に係る料金条例の別表中、非紹介患者加算料の額について改正を行うものです。

2 定額負担額の改定に伴う非紹介患者加算料の改定についてですが、令和4年度の診療報酬改定において、国が外来機能の明確化や医療機関間の連携を一層推進する観点から、紹介状なしで外来受診する場合の定額負担の額を改定したことに伴い、非紹介患者加算料の額を改正するものです。

国の制度改定の内容については、資料右側を御覧ください。定額負担の額ですが、現行制度では医科の初診で5千円のところ、見直し後にあるように7千円に改定され、そのほか歯科の初診等についてもそれぞれ改定されました。

今回の条例改正では、定額負担の額は課税対象となるので、資料左側の新旧対照表にあるように、医科初診の場合、国が定める7千円に消費税を加えた7,700円に改正し、歯科初診以下についても、それぞれ国の改定に合わせて改正するものです。

なお、現行条例では医科初診が5,500円ではなく5,090円となっています。これは国が定額負担の額を5千円以上と定めた平成28年度の条例改正において、当時、当院の料金が1,620円であり、3倍以上の値上げになること、紹介率も当時は66%程度であり、3人に1人の患者がこの定額負担の対象者であったことから、急激な値上げによる患者への影響を考慮し、5千円に消費税を上乗せせず、税込5千円に設定したものです。その後、令和元年10月、消費税率が8%から10%に引き上げられた際に、県内の対象病院が消費税2%分を上乗せした状況も勘案し、当院においても2%に相当する90円を上乗せし5,090円に改正しています。

今回の条例改正にあたっては、地域の医療機関との連携強化の推進等により、昨年度は当院

の紹介率が93%まで上昇していること。救急患者や公費負担医療制度の対象者等は定額負担制度の対象外であること。また、どうしても紹介状なしで受診を希望される患者に対しては、受付窓口で丁寧に説明し、同意を得た上で料金をいただいております。これまでトラブルも発生していないことなどを考慮し、7千円に消費税を加えた7,700円に設定したいと考えています。

他の病院の状況ですが、資料の右下を御覧ください。県内では定額負担の対象病院全てが現行の5,500円から7,700円に改正予定となっていることから、他の病院との均衡も図りたいと考えています。

最後に資料左下の3施行期日ですが、本制度の施行日である令和4年10月1日としています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

①について説明をお願いします。

首藤総務経営課長 令和3年度大分県病院事業会計決算がまとまりましたので、その概要について御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

令和3年度決算は、現在、県監査委員による監査が行われており、詳しくは、次の第3回定例会に決算議案として提案されます。

それでは、お手元の資料に基づいて御説明します。まず、資料左半分の令和3年度決算のポイントを御覧ください。上段の網掛け部分、純損益は、最終的な収支の判断となりますが10億8,800万円の黒字決算となりました。

その下、病院事業の本業部分である医業収支は、令和2年10月に開設した精神医療センターの通年稼働等に伴い、給与費などの費用が膨らむ一方、病院本体はコロナ禍の中で、これまでの経験を踏まえた入院調整を行い、令和2年度と比べ収支は持ち直したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により4億8,500万円のマイナスとなりました。

次に、資料右半分の収支の概要を御覧ください。収益と費用の主な増減について御説明します。

まず、(1)の医業収益は前年度と比べて9億9,500万円の増となっていますが、これは主に、入院収益と外来収益の増によるものです。入院収益は、患者数の増加に加え、精神医療センターにおける精神科救急・合併症入院料や、病院本体の夜間100対1急性期患者補助体制加算など、新たな加算等の算定により単価も増加したため、前年度と比べ4億8,700万円増加したものです。同様に、外来収益は患者数の増加に加え、がん化学療法における高額な抗がん剤の使用量の増などにより単価も増加したため、前年度と比べ5億1,400万円増加したものです。

次に、(2)の医業費用は前年度と比べて9億1,400万円の増となっていますが、これは、精神医療センターの通年稼働に伴う給与、手当等の増や、外来化学療法室などで使われる抗がん剤の購入額が増加したことなどによるものです。

再度、左の表を御覧ください。以上の理由から、令和3年度の医業収益合計額は、表の一番上、A医業収益の欄の黒枠で囲った部分に記載のとおり177億6,700万円で、医業費用合計額は、その下182億5,200万円となり、医業収支はその下マイナス4億8,500万円となりました。

次に、(3)の医業外収益ですが、前年度と比べて5億2千万円の増となっています。

これは、精神医療センターの通年稼働に伴う一般会計負担金の増加や、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が増加したことによるものです。

また、(4)の医業外費用ですが、前年度と比べて4,300万円の増となっています。

これは、主に雑損失の増によるもので、材料費や経費など医業費用の増により、支払うべき消費税額が増えたことによるものです。

左の表にお戻りください。以上の理由から、令和3年度の医業外収益合計額は、D医業外収益の欄の黒枠で囲っている部分で25億3,800万円、医業外費用の合計額は、その下10億1,300万円となり、医業外収支はその下15億2,500万円の黒字となりました。

医業収支、医業外収支の合計に特別収支4,800万円を加え、令和3年度の純損益は一番下ですが10億8,800万円の黒字となりました。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別にないので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

二ノ宮委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として守永議員、小嶋議

員、猿渡議員、麻生議員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。

第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第1号)のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

高橋生活環境部長 それでは、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第1号)のうち、生活環境部関係について御説明します。

今回の補正予算では、感染症や原油価格高騰等の影響を受ける保護者の経済的負担を軽減するため、家庭や学校への授業料支援等に要する経費を計上しています。

委員会資料の2ページを御覧ください。

生活環境部関係の令和4年度一般会計補正予算の状況です。

補正予算案は左上区分の上から2段目、第1号補正予算案欄生活環境部の部計1,267万4千円です。これに既決予算を加えた本年度予算の総額は125億8,738万8千円です。

大海私学振興・青少年課長 資料の3ページを御覧ください。

補正予算案の概要を説明します。

番号1私学振興費、補正予算額で1,267万4千円の増額です。

補助対象は二つあり、①では食材費が増加した私立小学校における学校給食費について、食材費増加分に対し、補助率10分の10の支援を行うものです。また、②では新型コロナの影響等により家計が急変した世帯に対して授業料の減免を行った各私立高校に対し、補助率10分の10の助成を行うものです。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

羽野委員 保護者の経済的負担軽減の関係ですが、家計急変の世帯割合はどれくらい分かりますか。

大海私学振興・青少年課長 就学支援金は、現在も国の制度でやっている部分があります。その人数を申し上げると590万円未満で就学支援金を受けている方が私立高校で約5,200

人います。これから失業率とかを推計しながら、どれくらいが今回の対象になるのか、あくまでも予算上の推計の数値ですが、40人ほどの申請があると想定しています。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は福祉保健部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第62号議案水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排出基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

北村環境保全課長 資料の4ページを御覧ください。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正について説明します。

まず、1条例の概要ですが、本条例は水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、区域を定め、特定の工場等一律にかかる排水基準より厳しい基準を設定しているものです。基準を上乗せして厳しくしているため、上乗せ条例と言います。

2改正の内容ですが、本条例の規制の対象施設の一つである処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽について、これまで定義として引用していた瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第4条の2の規定が、同施行令の改正により削除されました。ポンチ絵の上側の点線で囲んでいる部分です。それに伴い、同じ施設を規定する水質汚濁防止法施行令第3条の2の指定地域特定施設を引用して定義するよう、規定を整備するものです。内容の改正はありません。

最後に、3施行期日ですが、公布の日としています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があ

ればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

高橋生活環境部長 第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち、生活環境部関係について説明します。

委員会資料の5ページを御覧ください。今補正では、所要額の確定に伴い2事業を減額しています。

生活環境部関係の令和3年度最終補正予算額の状況です。補正予算額は左上区分の上から2段目、第14号補正予算（最終専決）欄の生活環境部の部計マイナス2億5,841万6千円です。これに既決予算を加えた総額は、下段計欄の生活環境部の部計129億4,879万9千円となります。

若松食品・生活衛生課長 資料6ページを御覧ください。

令和3年度最終補正予算のうち食品・生活衛生課分について御説明します。

事業名「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業費は、補正予算額で1億8,402万5千円の減額です。

これは、第三者認証制度を創設するとともに認証を取得した飲食店が行う感染防止対策に対して助成する事業ですが、補助金額が確定したため、減額したものです。

後藤防災対策企画課長 防災対策企画課分について説明します。

事業名大分県災害被災者住宅再建支援事業費について、補正予算額で7,439万1千円の減額です。

これは、自然災害で被災した住宅等の再建に必要な経費について支援を行った市町村に対し助成する経費ですが、令和3年度予算に係る申請分について金額が確定したため、減額したものです。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

玉田委員 「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業費で補助金額が確定したという説明でしたが、当初の見通しから比べて、どこが必要ない部分だったのか、具体的に分かれば教えてください。

若松食品・生活衛生課長 今回の不用が出た理由ですが、まず、営業時間の短縮要請が1月と2月にかかり、そのときは認証店では午後9時までアルコールが出せることがメリットでした。今回の補助金は、エアコンなどの空調機を10分の10で上限30万円を補助するものですが、このメリットが大きくて、そういったエアコン等を整備しなくても、このメリットによって認証店が増えたことが一つ。

あとは、エアコンとかこういった機器がICチップとかの関係で、なかなか入手しづらくなったという背景もあって、1店舗当たりの補助金額が平均すると少なくなっています。

玉田委員 分かりました。額が1億8,400万円と大きかったので質問しました。ありがとうございました。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

猿渡委員外議員 大分県災害被災者住宅再建支援事業費ですが、減額が非常に大きいので、どういふことでこれだけ大きい減額になっているのか、内容を教えてください。

後藤防災対策企画課長 幸いにも災害がなかったためです。災害が起これば状況によって住宅

再建支援制度が利用されますが、助成金の確定分は、令和2年7月豪雨のいろんな申請が現時点まで上がってきたものです。（「分かりました」と言う者あり）

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、ただいま説明のあった第2号報告の採決は、福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、請願16犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて、執行部の説明を求めます。

若松食品・生活衛生課長 請願文書表の1ページを御覧ください。

犬猫の殺処分における安楽死を求めることについて説明します。

請願の内容ですが、犬猫の殺処分方法について少しでも苦痛を与えないよう、二酸化炭素ガスによる方法から麻酔薬投与による方法への変更を求めて、おおいた動物との共生を考える会から提出されました。

委員会資料7ページを御覧ください。

まずは、1国の方針です。環境省が定めている動物の殺処分方法に関する指針では、殺処分方法はできる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いることと規定され、殺処分の方法は各自治体の判断に委ねられており、二酸化炭素による殺処分も認められています。

次に、2全国の殺処分状況ですが、①薬剤投与のみで殺処分を行っているのは18団体、②薬剤と二酸化炭素を併用しているのは25団体、二酸化炭素のみを使用しているのは大分県を含む4団体となっています。また殺処分頭数の平均ですが、殺処分頭数が多い自治体ほど二酸化炭素を使用しています。

3本県の殺処分状況です。現在、動物愛護センター小野鶴分所において二酸化炭素を用いた方法により殺処分を行っています。令和3年度では572頭となっており、殺処分頭数は年々減少しているものの、全国と比較すると依然高

い水準にあります。

最後に、4 今後の方針です。まずは、現在実施している動物愛護教育やさくら猫プロジェクト等を着実に進め、殺処分頭数の削減を図ります。そして、これら取組による殺処分頭数の状況を考慮しつつ、また薬剤投与を行う職員の精神的負担等の課題も踏まえ、よりよい殺処分方法へ移行できるよう検討したいと考えています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

なお、お手元に全国各自治体の殺処分状況の資料をお配りしているので、これもぜひ参考にしてください。

羽野委員 この請願文書表によれば、二酸化炭素ガスで苦痛を与えながら殺処分されていると書かれていますが、いろんなほかのものを見てみると、必ずしも二酸化炭素投与が苦痛を与えるものでもない。

与え方によるだろうと思いますが、当初、十分な酸素がある状態で急激に二酸化炭素濃度を上げてやれば、死ぬ前に意識がなくなる状態になる。注射投与もそうでしょうが、要は最初に意識を失って、その次に死亡する順序であればどれでも同じような安楽死につながるだろうと思いますが、その二酸化炭素の関係について見解があれば伺います。

若松食品・生活衛生課長 この殺処分の機械はドリームボックスという名前が付いています。

委員がおっしゃるとおり、酸素を追い出して二酸化炭素を入れるので、眠るように殺処分する機械になっています。やはり子猫とかはもともと酸素を要求する量が少なくて済みます。犬とかは二酸化炭素が入ればあっという間にぱたんと倒れますが、もともと小さいものはちょっともがくような、それが苦しくてもがいているのか、あるいは狭いところに閉じ込められてもがいているのか分かりませんが、実際ボランティア団体から、そういった話も聞きます。

国としても、二酸化炭素の方法はきちんと認めていて、国会等でも答弁されているので、大分県としては不適切な方法とは考えていません

が、よりよい方法があるか、今後検討したいと思います。

羽野委員 もがく原因が分かればいいんですが、人で言えば、眠くなるのを覚ますためにもがくとか、それは動物もあるようなので。

あとは、薬剤と二酸化炭素の併用とありますが、吸入麻酔剤を投与して二酸化炭素を入れるという感じですか。薬剤と二酸化炭素の併用はどのようなやり方ですか。

若松食品・生活衛生課長 犬についてはガス室で処分し、小さなものは薬剤投与という使い分けが多いようです。注射をしてから二酸化炭素というやり方ではないと考えています。

羽野委員 吸入麻酔剤と二酸化炭素を併用した機械もありますか。

若松食品・生活衛生課長 吸入麻酔ガスで処分している自治体もあると聞いています。ただ、二酸化炭素は、空気中に大量にある物質なので安全ですが、この濃い麻酔剤で処分すると、それを場外に出してはいけないという安全性の面が関わってくると考えています。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員の方、御質疑はありますか。

麻生委員外議員 実際の当事者となる殺処分に関わる方の意向も大事だと思いますが、獣医師会とか獣医師、専門家はどのような御意見でしょうか。

若松食品・生活衛生課長 麻酔薬投与は、やはり獣医師が措置しなければならないとなっています。現在は、小野鶴分所においてガスで行っていますが、実際に実施するとすると、県の獣医師に——獣医師会への委託という話もありますが、なかなか動物を助ける勉強をした先生が殺処分を専門ですするという、その心理的な負担も非常に大きいと考えています。これは、県職員である獣医師にとっても負担が大きいと、話す中で感じたところです。

猿渡委員外議員 予算的には、麻酔とガスとはどうなのでしょう。

若松食品・生活衛生課長 麻酔薬は高価なもの

からいろんな種類があります。世界的には今、強い麻酔薬は製造が禁止されている状況で、入手が困難になっているものもあります。

単純な価格面では、やはり二酸化炭素の方が安価です。それは何頭投与するかにも関わってきますが、殺処分頭数が減っていけばその価格面はクリアになると思っています。

猿渡委員外議員 さきほども、昨日の本会議の答弁の中でも殺処분을減らすことが大事だという話でした。私も同感です。

やはり一生懸命保護活動をされているボランティアの方は、自己負担しながら夜寝る時間も惜しみながらやっている方がたくさんいて、その方の御意見を聞いても、何とか殺処분을減らしたい、ゼロにしたいと切実におっしゃるわけですが、そこは何が課題なのか。どうしたら殺処분을減らすことができるのか、最終的にゼロにしていくことができるのか、どのようにお考えでしょうか。

若松食品・生活衛生課長 この全国の表にもあるように、薬剤投与のみは228頭で、全国的にこの殺処分はだんだん減ってきている状況です。本県の殺処分状況のグラフを見ていただくと分かりますが、動物愛護センターを県で造った効果と思われませんが、本当に年々半減しつつある状況です。また、これは将来にもつながることですが、命の授業といった動物愛護の精神を育んでいることが一つ。

あと、犬については数十頭まで落ちており、それだけ野犬は少なくなっているのですが、やはり野良猫対策の部分になります。そこは市町村と連携して、さくら猫プロジェクトで避妊、去勢手術をして、また地域に戻す取組をしています。1頭の猫が子どもを産むと6頭、7頭と毎年増えます。昨年、1千頭を超える実績がありますが、県としてはこういったものを引き続き行い、そこを絶つことで減らしていきたいと考えています。

猿渡委員外議員 県民への啓発が大事だという御意見もいただいているので、今おっしゃった形で、県民のそういう意識を高めて、協力をいただく方向でぜひよろしく願います。

後藤副委員長 今回、殺処분이なくなればいいのに、何で安楽死を求めることをするんだという様々な批判がありました。

ぜひ皆さんに考えていただきたいのは、大分県では大分市が中核市で保健所行政をやっていますが、そのほかは県の保健所が頑張っています。言い方は悪いですが、各市町村によっては余力を入れていないところもあると思っています。例えば、国東市で多頭飼育が崩壊した猫の現場があって、ひどい状態だから子猫を何とかしろとボランティアのところに言いに来たと。それを自腹で払って病院に連れて行っているようなこともあるから、私はまず、市町村がもう少し県の保健所と一緒に協力してやったらどうかと思います。

動物愛護週間があっても、各市町村が力を入れてポスターを貼っているわけでもない。そこに住んでいる住民への対応は、市町村でもう少し力を割いて、しっかりしたらいいと思っています。

それから、命の教育も頑張ってやっと1人を2人に増やしていただきましたが、それでも各学校、地域には全然行けないぐらいの人数なので、そこはもう少し増やせる予算を確保したらどうかとボランティアの方が言っていました。まずは、そこが大事だと思います。

そして、昨日話したように、私は公務員獣医師を増やす必要があると思っています。ただ、こういった安楽死の問題は切っても切り離せない問題があり、それでありたくないという方が相当数いると思うので、大分県から殺処분이なくなれば公務員獣医師になりたいという方は増えると思うから、ぜひ部長、この辺はそういう方向に早く向かうよう、公務員獣医師の確保をしていただければと。

私は説明をいただいて、継続審査でいいのではないかと考えています。

高橋生活環境部長 副委員長の強い思いを昨日の質問の最後に感じ、恐らく関係者がいたと思いますが、やはりすごく一生懸命やっていると私も肌で感じています。正に啓発は大事だと思います。まず、飼っている方はその辺をしか

り考えてやっていただくのが、多分、一番もとから絶つことになると思います。

資料にもありましたが、数は確かにかなり減っています。この3年間を見ても年々半分になっています。なので、さくら猫プロジェクトをやることもかなりの効果があると思いますが、やはりゼロにするのが我々の究極の目的です。

命の授業、私はプログラムしか見ていませんが、かなり細かいです。命はこんなに大事だというストーリーがきちっとできていて、それを小中学生の頃から教育をするということで、年220回ぐらいやっています。そういう啓発、教育も大事だと考えています。

そして、あとは市町村の関係です。これはやはり、どうしても県の仕事という位置付けになっていて、市町村をどのぐらいこちらに向かせて引っ張っていくかも含めて県の仕事だと思っています。しっかりその辺、県のいろんな地域で協力してもらうことを声かけしながら、ゼロに向けて頑張っていきたいと思いますので、ぜひ御期待いただきたいと思います。

後藤副委員長 委員と委員外議員の皆さん、お配りした資料は全国の市町村に対していろいろ調べたものですが、ここにある以外に、例えば何で麻酔薬に切り替えたのか、麻酔薬での殺処分の注射はどこに打つか、麻酔薬の名前、獣医師人数とか細かいものは配っていないので、もし必要だったらコピーしてお渡しします。

この際、ぜひ勉強していただければと思いますので、また言ってください。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 それでは、質疑を終わりたいと思います。

これより、本請願の取扱いについて協議します。いかがいたしましょうか。

羽野委員 今、副委員長も言いましたが、資料にもあるように、まだ勉強する必要があるだろうと思います。判断するまでの段階に至っていないので、ぜひ継続して研究、勉強を含めてお願いしたいと思います。

二ノ宮委員長 今、継続審査の申出がありました

が、皆さんどうでしょうか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 では、御異議はないので、本請願は継続審査とすべきものと決定します。

二ノ宮委員長 以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、付託外案件の審査に入ります。

今回は、陳情が3件です。それでは、陳情42女性トイレの維持及び安心安全の確保を求める意見書の提出について、陳情46沖繩を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出について及び陳情47中国共産党による臓器収奪の非難ならびに人権侵害の即時停止を求める意見書の提出について、一括して説明を求めます。

御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 お手元の陳情文書表4ページをお開きください。

女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める陳情について御説明します。

陳情の趣旨については、労働安全衛生規則等の改正により、小規模事業所における男女共用トイレ設置の特例が認められたこと等に対して女性専用トイレを維持し、女性の安心安全の権利が侵害されないよう厚生労働省や内閣府に申入れを求める内容となっています。

人間が、健康な生活を営む上でも不可欠なスペースであるトイレについては、誰もが気兼ねなく、安心安全に利用できる環境整備が重要です。特に、女性や子ども等に対する性犯罪を防止することは当然です。一方で、心は女性で身体は男性であるトランスジェンダーが、女性専用の更衣室やトイレ等を利用することについて慎重な議論を求める声があり、陳情者の団体も同様の主張をしています。

県としては、トランスジェンダーが抱える困難や生きづらさへの理解を深めるとともに、トランスジェンダーは性犯罪を起こしかねないという偏見や差別をなくすよう、丁寧に啓発していく必要があると考えます。

続いて、9ページをお開きください。

中国共産党による臓器収奪の非難ならびに人権侵害の即時停止を求める陳情について、御説明します。

陳情の趣旨については、中国共産党による不当に身柄を拘束した人たちの臓器収奪等人権侵害の即時停止を求める意見書を、政府に提出するよう要望する内容です。

日本では、臓器の移植に関する法律第11条において、臓器売買等の禁止が規定されています。海外での移植について言及する記載はありませんが、海外で臓器売買による移植を受けて帰国した場合、本規定により罰せられます。また、同法第12条には臓器を提供すること又はその提供を受けることのあつせんをしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けることが必要とされており、営利目的とするあつせん業者等は許可されないこととなっています。

次に、中国国内では、非合法組織と認定された法輪功への弾圧が長く続き、中国共産党が法輪功関係者の臓器を強制摘出するなどの人権侵害を行っているとの報道もありますが、中国政府は否定しています。なお、アメリカ下院議会では、法輪功に対する中国政府の人権侵害等の即時停止を求める決議が行われています。

本県において、これら報道内容や中国政府の主張についての事実確認は困難です。

小野危機管理室長 続いて、8ページを御覧ください。

沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、御説明します。

この陳情は、沖縄県の負担が大きい安全保障政策の見直し、沖縄県辺野古への新たな基地の建設断念と、普天間基地の本土への移転を国及び国会で議論するという意見書の提出を求めるものとなっています。なお、我が国の安全保障や防衛政策に関しては、国の専管事項であるので、国において進められていくものと考えています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なお、陳情47については、健康づくり支援課にも関係するため

中川健康づくり支援課長にも御出席いただいています。

それでは質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に県内所管事務調査のまとめを行います。大分県地球温暖化防止活動推進センター等の取組について、説明をお願いします。

高橋生活環境部長 県内所管事務調査の説明にさき立ち、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様におかれては、去る5月25日から26日、そして31日と計3日間にかけて調査いただき、誠にありがとうございました。今年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、視察先や箇所数を限定しての実施となりましたが、当部の地方機関や現場での取組を視察いただき、様々な御意見や適切な御指導をいただきました。

これらの点については、今後の生活環境行政を推進する上で、その趣旨を十分に反映させたいと考えています。

本日は、先日の調査の際にいただいた御意見の中から、大分県地球温暖化防止活動推進センター等の取組について、担当室長から御説明します。

岩男脱炭素社会推進室長 資料8ページを御覧ください。

大分県地球温暖化防止活動推進センター等の取組について説明します。

所管事務調査では、1にあるように、県と気候変動適応センター及び地球温暖化防止活動推進センターとの関係についての御質問、そして気候変動適応センターに対して、県民等への周知が不十分ではないかという御意見をいただきました。

2において、県と各センターの関係及び取組状況を御説明します。まず、上梓の大分県地球温暖化防止活動推進センターについてです。実

施主体は認定NPO法人地域環境ネットワークです。地球温暖化対策推進法第38条に基づき県がNPOや一般社団法人等を指定することとなっており、令和3年から3年間指定しています。事業は毎年度センターと協議の上、委託を行っています。主な活動内容として、事業者及び住民に対する啓発及び広報活動があり、今年度は地球温暖化防止活動推進大会の開催、環境アプリエコふぁみの普及促進等を実施することとしています。

次に、下枠の大分県気候変動適応センターについてです。センター長を生活環境部長、事務局を脱炭素社会推進室、研究部を衛生環境研究センターに置く形で、気候変動適応法第13条に基づき設置しています。主な活動内容として気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理等があり、今年度は海域のアマモ等の藻場を調査したデータのGIS化等を行う予定です。また、現在公開しているホームページを県民に身近に感じてもらえるコンテンツへ強化するとともに、うつくし感謝祭への出展や環境学習講座、アンケートによる意識調査の実施等によって、県民に対して気候変動適応に関する周知及び意識啓発を行います。

なお、県、地球温暖化防止活動推進センター及び気候変動適応センターは月に1回定例会を開催しており、それぞれの活動について連携を図っています。

引き続き連携し、気候変動対策に努めます。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

三浦委員 県内所管事務調査について、私から指摘させていただきました。

まずは確認で、地球温暖化防止活動推進センターへの委託費はいくらでしょうか。また、昨年10月からのスタートですが、半年間の活動実績なり事例があったら教えてください。

岩男脱炭素社会推進室長 地球温暖化防止活動推進センターについては、家庭等向けのCO2削減推進事業として、主に家庭、事業所の省エネに関する啓発等の事業を委託しています。総

額で821万8千円ほどです。

年度初めに契約して随時やっていますが、推進状況で言うと、今回、新たに学生の地球温暖化防止活動推進員をつくり、去る6月頭に任命しました。今はまず、この事業を中心に進めているところです。適宜、研修会等の実施なども準備しています。

三浦委員 例えば、この地球温暖化防止活動推進センターのホームページ、Facebook等のSNSもそうですが、残念ながら10月1日から全く更新されていないのが現実です。まず、さきほど説明いただいたように広報啓発活動をしっかりすることですが、その辺はぜひ県としての確に指導していただきたい。やっていることはとても大事なことで、素晴らしいことだと思います。

もう1点、県が進める地球温暖化対策実行計画について、しっかり計画に基づいて目標を達成していただきたいと思います。国の地球温暖化対策の推進に関する法律で、政府の実行計画や地方公共団体に対する支援サイト等がありますが、この計画に対して、大分県地球温暖化防止活動推進センターが、具体的にどう関わっていくのか教えてください。

岩男脱炭素社会推進室長 実行計画の中の重点戦略で、温室効果ガスの排出削減対策の推進があります。そこが、正に省エネの活動になるので、その計画を踏まえながら、毎月の協議でどの位置付けでこの事業をやっていくのかも再度整理しようと思います。

三浦委員 最後に、ぜひ見える化をしないと見えないと思います。これは当然すぐできるような話でもなく、しっかり期間をかけて着実に進めなければならないと思うので、我々もしっかり注視していきたいと思います。

高橋生活環境部長 三浦委員に御心配いただいたように、我々もこの辺はちょっと弱いというのが正直なところです。今年度は、しっかりPRも含めて本当に活動が見えるように工夫していきたいと思うので、どうぞ厳しい御指導等も含めてよろしくをお願いします。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これで、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、試行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

①の報告をお願いします。

岩男脱炭素社会推進室長 資料9ページを御覧ください。

脱炭素社会総合推進本部等の設置について説明します。

1 目的です。2050年カーボンニュートラルに向けて部局横断的に取組を進めるため、令和4年5月24日に脱炭素社会総合推進本部を立ち上げました。

2 本部等の体制についてです。総合推進本部は本部長に知事、副本部長に両副知事を置き、本部員は関係部局長で構成されています。推進本部の下には、脱炭素に関する取組を所管する関係所属長で構成する幹事会を設置しています。幹事会では全体の進捗管理、課題の洗い出し、解決方法の検討、関係事業の実施等の業務を行います。

脱炭素に関する取組については多岐にわたるので、幹事会の下に部会及び班を置き、具体的な取組について協議、推進していきます。緩和策部会では、排出削減対策班、再エネ導入・利用促進班、吸収源対策班を設置しています。また、気候変動に伴う災害や高温対策に取り組む適応策部会も設置しています。さらにカーボンニュートラルの取組は、各市町村での地域の取組も重要になるので、脱炭素社会推進室においてしっかりと連携、支援していきます。

最後に、令和3年3月に策定した第5期大分県地球温暖化対策実行計画についてですが、さきの常任委員会で御説明したとおり、国の計画改定や法改正に伴う改定を予定しています。総合推進本部や幹事会で随時協議を進め、11月に素案を作成し、12月の常任委員会で素案の説明を行い、年明け1月にパブリックコメント

を行いたいと考えています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

玉田委員 脱炭素の関係で、大分県が温室効果ガス排出ゼロ宣言をして進めています。

いろんな課題はあると思いますが、今度の実行計画と、この推進本部の議論の中で、例えば2023年度の大分県が行う新規事業がどれだけの温室効果ガスを排出して、それに伴って現在ある事業の排出量をその分減らすとか、そういう議論もこれからやっていかないと、現実にはゼロには近づいていかないと。そういう議論はこの推進本部の中で行われていくのでしょうか。

岩男脱炭素社会推進室長 基本的には削減の方法なので、そこも踏まえることは可能と思いますが、一つの事業でどれだけ二酸化炭素排出量が削減できるのか、そういった数値化は非常に難しいと思います。ただ、そこもテーブルにのせて随時協議をしていきたいと思っています。

今年度の事業の中で、今やれることをしっかりやること、それから、あとは技術革新も必要になっています。技術革新に関しては、今すぐどうこうという話にはならないので、そこは絵には描きますが、まずは今できることをしっかり全庁でやっていきたいと。

これまでどうしてもいろいろな方向を向いて各部局が動いていたので、しっかりこのカーボンニュートラルを基本に据えながら、それぞれの事業も見ていただく形で進めていきます。

玉田委員 もちろん、具体的にどの事業でどれくらい出るとか、それは多分難しいと思いますが、例えば、ホーバークラフトを導入するとどれくらいの温室効果ガスを出すという指標は出てくるのではないかなと期待します。そうすると、出すまでにどれくらい減らしておくというのは出る。

今、どうしても温室効果ガスは産業界の課題というイメージがありますが、行政側の課題として、この分をどうプラスマイナスゼロにしていくのが大事だと思います。

それから、例えば、県営住宅の脱炭素化をどう進めるかとか、そこはリーダーシップをどこが取るかという大きな課題もあると思います。

ぜひ期待しているのです、その辺も積み上げてほしいと思います。

三浦委員 この県の実行計画に関しては、脱炭素社会推進室と市町村が連携していくことで、目指すべき方向は一緒ですが、市町村ごとで状況も、規模も文化も歴史も何もかも違うので、その辺をどう軌を一にして持っていくのか、具体的に県としてどう考えているのか。

岩男脱炭素社会推進室長 正しく委員が言われるとおりで、どうしても大分県のCO₂の排出量は、実際は大分市がほぼ大半です。こういった言い方も変ですが、各市町村では山とか緑も豊かなので、余り排出されていないところがあり、温度差があります。

このカーボンニュートラルに関しては、これまで県と市町村で余り連携が取れていなかったというのが、私の正直な感想です。できる限り各市町村に出向いて、それぞれの地域課題とか進め方についてしっかり話をしたいと思います。これは、あくまでも環境だけの話ではなく、まちづくりにも影響してきます。そういう意味では、市町村に出向く際も、関係各課と話をしようと思っていて、今進めています。

結局は、地域でどれだけにしていくのかとなるので、時間が許す限りそういった形で進めていって、そこをまた話合いでしっかりしていきます。

羽野委員 せっかくこういう組織をつくるのであれば、目標を設定するだけではなく、安心・活力・発展プランの現在の事業を見通すとともに、SDGsを踏まえてほしい。

その中で、SDGsの目標にあたる部分でトレードオフの関係にある事業があると思うのでその辺を調整して、なおかつ経済分野も絡めていけば前に転がっていく形になるので。

カーボンニュートラルのみに特化するのではなく、SDGsの取組も絡めれば、具体的な方向性が見えてくると思うのでお願いします。

高橋生活環境部長 正に脱炭素はSDGsのほ

ぼ中心的なところを占めると思います。安心・活力・発展プランは企画振興部が持っているのです、そことも十分連携を取って、我々の存在意義もしっかり示しながらやっていきます。

それと、さきほどの市町村の話ですが、これは非常に難しい問題で、私は以前、人口ビジョンをやりましたが、人口ビジョンは市町村が人口をどれぐらい増やしていくかを積み上げ、県がこうなるといったスキームでしたが、これはそうではありません。

国が100の先行地域をつくって、どれぐらいできたかを旗印にして、それに付いていき、全体の46%を削減しようというスキームなので、積み上げではありません。なので、そういうやり方が非常に難しい部分はありますが、それも含め、我々ができるところから一生懸命やろうと思っているので、応援も含めぜひお願いします。

後藤副委員長 細かいことですが、例えば、緩和策部会があって、そこには生活環境部と商工観光労働部と農林水産部などがありますが、各担当部署が集まって話して、こういう課題があるからやっぴこうみたいな、そういうイメージでしょうか。

岩男脱炭素社会推進室長 正に委員が言われるとおりで、基本的にオーソライズするには大きな本部において部長同士で協議しますが、実際に動くところは関係各課になるので、そういったところを呼んで、それぞれが持っている課題とかやり方とか事業とか、そういったところをまず集めてみよう。

その中で、これとこれが関連していくとか、そういう話をしっかり踏まえた上で事業を組んでいく形で、そして、全体的にトータルでどれだけ削減目標ができるのかを積み上げていこうと思っています。

後藤副委員長 私は農業ぐらいしか分かりませんが、2000年代に話されたようなことは大分県もまだずっとされていない。

例えば、みどりの食料システムなんて、2050年度の脱炭素に向けてどうするかと農林水産省が言っていますが、そういったのを農林水

産部の担当と、ここにいる方たちが集まってどのぐらいのペースで話すのか。相当ボリュームがあります。

私も平成24年からソーラーシェアリングとかをずっとやっていますが、大分県でソーラーシェアリングが進んでいないのは、多分、地域の農業委員会なんかはその辺を理解していないのと、農地法の問題とかあるわけですよ。そういった専門でやっている人とかを外部から呼ばなくて、こういう問題ができるのかなと思っていますが、いかがですか。

岩男脱炭素社会推進室長 確かにこれ自体は壮大な計画になります。これまで庁内の部局同士でも連携が取れていなかったのが、大きな反省点です。まずは、そこからスタートだと思っています。

2030年、2050年を見据えた計画なので、1年、2年でたやすく進んでいく事業ではないと思っています。まずは足下をしっかりと固めながら、こういったところもいざれ広げていって、いいものをつくっていければと思っています。（「頑張ってください」と言う者あり）

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 小さい話ですが御意見をいただいているので、これを進めていくときに、具体的な例で言うと、一升瓶はリユースするけど900ccの小さい瓶はリユースできない。また一から瓶を作るのかと。

それをリユースできるようにするとか、そういうことも大事ではないかという御意見もいただいています。そういう具体策を進めていくとき、例えば、商工観光労働部と生活環境部が関連すると思いますが、実効性のあるものになっていくのか。それをどう進めていくかが非常に難しく、いろんなハードルがあるから進んでいないと思うんです。その辺はどのように考えていますか。

岩男脱炭素社会推進室長 正しくそうだと思います。この計画自体がまだしっかりしたもので

はないので、まずはここをしっかりと押さえた上で、そういった小さなところまで進めていく形になると思います。

そこは何度も申し訳ないですが、関係各課がしっかりと踏まえながら、同じベクトルに向いて仕事を進めていけば、おのずといい結論等も出始めてくるのではないかと考えています。

小嶋委員外議員 1点だけですが、この資料では緩和策部会と適応策部会とあって、部局名まであり、その下に各部課のいろんな名前もあると思います。

一番伺いたいのは、職員のルーティーン作業との兼ね合いです。この本部の議論を進めていくことに関連して、それぞれみんなルーティーンワークを持っているわけで、そことの兼ね合いをどのようにしていくか聞かせてください。

岩男脱炭素社会推進室長 資料には関係部局だけしか書いていませんが、おっしゃるとおり、下にはそれぞれ各課が入ります。基本的にカーボンニュートラルで何かの事業を始めるというより、今やっている事業の中に、実はカーボンニュートラルに貢献しているものもあると思うので、まずはそこから整理します。

やはり、このために新規事業をつくるという負担はできるだけなくしたい。もちろんそうして、それが部局の施策と一致すればいいと思いますが、そこはカーボンニュートラルに資する事業という形で、今後考えたいと思います。

小嶋委員外議員 大きな枠組みという点では分かりますが、一人一人の職員が仕事を持っていて、こういう活動に参加するにあたり、どういう位置付け、役割が出てくるかなどもしっかりと明確にしておかないと。

部会などをつくったが、職員自身が何かをしているようだと思っているようでは、全体的な把握はできないと思う。なので、非常に素晴らしいことをやっているし、SDGsもあるわけで、しっかりこれは完璧にやってほしいと思います。

これは職員全体が参画できるよう、ルーティーン作業との関係を整理して、対応できるようにしていくことが肝要だと思うので、そこは順

次整理していくと思いますが、どうぞよろしく
お願いします。

守永委員外議員 途中、ちらっと話が出たと思
いますが、例えば、日本製鉄みたいなところの
排出量は、大分県のレベルの話ではない分野だ
と思います。

そういった分野に対して、どういう対応策が
取れているかは日本製鉄なりが考えて、企業と
してこういう対応をしていると示していくと思
います。そこも踏まえ、素案なりをつくってこ
れから進めていく中で、例えば、大分県への企
業誘致という観点から見ても、そういうジャン
ルに当てはまる企業が入ってくる可能性もあ
ります。

その辺の整理を一回示していただけると、こ
れから具体的にやることに対して意味があるな
いの意識を持てる気がします、その辺の考え
が何かあれば。

高橋生活環境部長 議員が御心配のところは我
々も心配しているところで、CO₂削減の一番
大きなところは産業です。もう桁が違う。だか
ら、産業をどうするかが正に46%を削減する
ポイントになります。

その辺りは我々も答えを今持っていないで、
国にもいろいろ聞いていますが、そこは多分オ
ールジャパンでどういう方向を出していくか。
それを各県でどう分担していくかという話はま
だ答えがありません。多分、県レベルでできる
ことは余りなく、基本的に落とす方針ですが、
本社がどれぐらいと方針を出して、それをどう
組み込んでいくかはこれからの議論を見ながら、
本県の目標をどのくらい書き込むかも含めて検
討することになると思います。すみません、答
えがないですが今のところそういう状況です。

(「ありがとうございます」と言う者あり)

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、こ
れで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに
何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別がないので、これをもって生
活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。

午後3時18分休憩

午後3時30分再開

二ノ宮委員長 休憩前に引き続き、委員会を開
きます。

これより福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として守永議員、猿渡議
員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。

第57号議案令和4年度大分県一般会計補正
予算(第1号)のうち、福祉保健部関係部分に
ついて執行部の説明を求めます。

山田福祉保健部長 議案の説明にさき立ち、ま
ずは最近の新型コロナ状況についてです。詳細
は、後ほど藤内理事から説明がありますが、お
かげさまでオミクロン株による第6波も、ここ
にきてようやく落ち着きつつあります。新規感
染者も一時は500人を超えましたが、最近で
は100人前後となり、病床使用率も10%を
下回るまでになっています。

一方で、九州の他県によっては増加に転じて
いるところもあり、油断はできません。今後は
メリハリの効いた感染対策を講じながら、社会
経済の再生化、活性化との両立に向けてしっか
りと取り組むので、委員の皆様には引き続き、
御指導をお願いします。

それでは、第57号議案令和4年度大分県一
般会計補正予算(第1号)のうち、福祉保健部
関係について御説明します。

委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正予算第1号は、長期にわたるコロ
ナ禍の中で、今般の物価高騰の影響を受けてい
る生活困窮者支援などを行うため、国の緊急対
策を活用し、必要な予算を計上するものです。
具体的には、生活福祉資金特例貸付の期間延長
に伴う貸付原資の積み増しをはじめとして、低
所得の子育て世帯向けのプッシュ型給付金の支
給などに取り組みます。

福祉保健部関係の補正予算額は、表の左上の区分の上から2段目、補正予算第1号欄の福祉保健部の部計8億4,745万3千円です。当初予算にこれらを加えた現計予算額は、一番下の段、現計予算欄の1,315億8,959万9千円となります。

渡邊福祉保健企画課長 委員会資料の3ページを御覧ください。

番号1生活福祉資金貸付事業の補正予算額は1億1,719万5千円です。

この事業は、緊急小口資金等の特例貸付を実施する大分県社会福祉協議会に対し、貸付原資等を補助するものです。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等に直面している生活困窮者等を支援するため、今回、国の決定により、特例貸付の受付期限が6月末から8月末までに延長されるとともに、貸付原資等の追加交付があったので、必要な補正を行います。

次に、4ページを御覧ください。

番号2生活困窮者自立支援事業の補正予算額は806万2千円です。

この事業は、生活福祉資金の特例貸付の借入額が限度額に達してもなお、生活が困窮している世帯に対し支援金を支給するものです。これも国の決定で、受付期限が6月末から8月末まで延長されたので、所要の補正を行います。

なお、実施主体は福祉事務所設置自治体のため、県としての補正は4町村分となります。

隅田子ども・家庭支援課長 5ページを御覧ください。

番号3児童扶養手当給付費の補正予算額は3,587万9千円です。

この事業は、低所得のひとり親世帯などを支援するため、児童1人当たり5万円の特別給付金をプッシュ型で支給するものです。

こちらの実施主体は福祉事務所設置自治体のため、県としての補正は4町村分となります。

内海子ども未来課長 次のページを御覧ください。

番号4給食等負担軽減緊急支援関連事業の補正予算額は9,658万円です。

この事業は、コロナ禍において食材費等が高騰する中、給食費の値上げを抑制し、保護者の経済的負担を軽減するため、給食を提供している幼児教育・保育施設等に対し、食材費増加相当分を支援するものです。

関係する福祉保健部、生活環境部、教育委員会のそれぞれにおいて所要の予算を計上していますが、福祉保健部の支援対象については、私立の幼児教育・保育施設や子ども食堂など合計727か所、8,991万7千円です。下の欄に市町村別の支援先を記載していますが、各市町村で給食を提供している全ての私立保育所や私立幼稚園、子ども食堂等を支援の対象にしています。

池邊感染症対策課長 7ページを御覧ください。

番号5ワクチン接種体制緊急強化事業の補正予算額は5億9,640万円です。

この事業は、高齢者等に対する4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を推進するため、接種体制の強化に取り組むものです。

補正内容は、接種回数を継続的に拡充した診療所に対する手当や接種を集行的に行った医療機関への協力金の支給に必要な額を計上するものです。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

元吉委員 最初の貸付事業ですが、実際にこういう困窮した状態で償還期限が来ますが、回収できるのか。その辺の見込みはどうか。

渡邊福祉保健企画課長 返済については、住民税非課税世帯は償還免除になります。ただ、貸付けにあたって、住民税非課税世帯を記入してもらう手続になっていないので、現状、償還免除者がどれぐらいいるのか、予測は難しい状況です。

三浦委員 今の元吉委員の関連で、償還世帯が把握できていないとのことですが、貸付世帯の積上げは何世帯を想定されていますか。

渡邊福祉保健企画課長 貸付金自体は、初回貸付けと延長、再貸付けと3回まで合わせて延べの件数で把握しています。延べの件数では、昨

日時点で3万9,536件の貸付けを行っています。

三浦委員 2番の生活困窮者自立支援事業はどうでしょうか。

渡邊福祉保健企画課長 5月末現在ですが、4町村分の決定件数は75件となっています。

後藤副委員長 6ページの給食等負担軽減緊急支援関連事業について、小さな話で申し訳ないですが、コロナ禍において食材費が高騰する中とあります。

今はコロナ禍と関係なく、どんどん上がっていく食材費ですが、給食ではパンとかで、多分すごく上がっていると思います。それこそ米粉パンとかにした方が多分安いのではないとか議論もあります。何を基準として食材費が高騰しているのか気になったので教えてください。

山田福祉保健部長 概要のところコロナ禍と書いていますが、政府の物価高騰対策を受けての事業なので、コロナと関係なく物価高騰の影響額について助成することになります。（「分かりました。結構です」と言う者あり）

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 今の食材費増加相当分の助成に関して、光熱費とかガス代とかも上がっています。食材費も、いろんな食材が一気に上がっているのでこれで賄えるのか気になりますが、光熱費とかも賄えますかね。

渡邊福祉保健企画課長 今回の子ども食堂等の分については、食材高騰費を1食分あたりに算出して積算している状況です。

光熱水費は確かに上がっていて、物価で言うと、今上がっているのが生鮮食料品と光熱水費ですが、県としてはどこに支援できるか考慮したときに、やはり年度途中でなかなか価格転嫁できにくいところに対して光を当てるため、子どもの施設の事業を組み立てた状況です。

猿渡委員外議員 いろんな施設、子ども食堂なども御苦労されながらやっていると思います。

子ども食堂とか特に、ふだんからいろんな食

材の提供をいただきながらやっているところが多いかと思います。今後の状況を見ながら、現場の声を聞きながら、光熱水費とかガソリン代とか、運搬関係とかも上がっているの、その辺も考慮しながら、ニーズに応じていただけるよう、よろしくをお願いします。要望です。

守永委員外議員 関連ですが、給食等負担軽減緊急支援関連事業で、幼児教育・保育施設が638施設として、子ども食堂は89施設とあります。それぞれの支給額の決定について、施設ごとの申請型になるのか、人数なり食費等の実績に応じて率で計算するのか、計算式はどういうことを想定して積み上げているのですか。

内海こども未来課長 まず、幼児教育・保育施設について説明します。

幼児教育・保育施設については、申請を前提とする予定であり、おおよそ一月当たり5千円の給食費を徴収しているの、その一定を――物価上昇率は、帝国データバンク調べで1割程度食品価格が上昇している状況だったので、5千円の1割である500円を一人当たりに支援しようと考えています。

また、この中には病児保育施設も入っていますが、病児保育施設については、1日ごとに利用する方が異なります。給食費がおおよそ500円なので、その利用人数に応じてその1割を補助したいと考えています。

隅田こども・家庭支援課長 子ども食堂については、こちらも申請型です。食事の提供数に応じて五つの区分を設けました。その区分ごとに補助額を設定して補助する形です。

積算については、いくつかの子ども食堂の聞き取りにより、物価高騰の影響が1食当たり35円程度ということで、それによって計算しています。

守永委員外議員 ありがとうございます。大体様子は分かりましたが、子ども食堂の5区分とは、どういう分け方でしょうか。

隅田こども・家庭支援課長 食事の提供数で、この7月から来年3月までに何食提供するかで750回まで、751回から1,100回までといった具合に、回数で5区分を設定していま

す。（「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した生活環境部関係とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

内海こども未来課長 それでは、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち、福祉保健部関係について説明します。

8ページを御覧ください。

番号1子ども医療費助成事業費7,590万3千円の減額です。

この事業は、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、未就学児や小中学生の医療費自己負担を軽減する市町村に対し助成するものですが、事業実績が確定したことに伴い、減額したものです。

立脇障害福祉課長 番号2障がい者自立支援医療費等給付事業費6,495万2千円の減額です。

これは、自立支援医療受給者証を交付された精神障がい者の通院医療費自己負担の一部を助成する事業について、事業実績が確定したことに伴い減額したものです。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、これより、さきほど審査した生活環境部関係とあわせて採決します。

本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、付託外案件の審査に入ります。

今回は陳情が2件です。それでは、陳情40児童相談所での子どもの人権を尊重する改善策の早期実施に関する意見書の提出について及び陳情41岩国児童相談所に関する意見書の提出について、一括して説明を求めます。

隅田こども・家庭支援課長 お手元の陳情文書表1ページをお開きください。

陳情40児童相談所での子どもの人権を尊重する改善策の早期実施に関する意見書の提出に関する陳情書について説明します。

本陳情書は、児童相談所で子どもの人権及び児童の福祉がないがしろにされているとし、2ページ目にあるように、5点の実施を求めています。

順に本県の対応状況を御説明すると、1点目について、児童相談所が一時保護するのは原則18歳未満であり、例外的に18歳を超えて施設入所している者等を一時保護できる規定があります。2点目について、本県では公立の小中高校におけるアンケートで、児童虐待を受けているかを確認できる質問項目を設けています。3点目について、子どもが希望すれば、弁護士を代弁者とすることが可能です。4点目について、相手から希望があれば、カメラやボイスレコーダーでの記録を認めています。5点目について、本県では児童相談所が受理した虐待通告

を全て警察と情報共有するとともに、傷害罪や暴行罪などに該当すると思われる場合には、管轄の警察署に告発しています。

なお、先日成立した児童福祉法の一部改正により、子どもの権利擁護に関して、児童の意見聴取の仕組みの整備や、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入などが盛り込まれています。

続いて、3ページをお開きください。

陳情4 1 岩国児童相談所に関する意見書の提出に関する陳情書について説明します。

この陳情は、山口県の岩国児童相談所が関わった児童が自殺した事案に関し、山口県の関係機関に第三者委員会の開催等を行うよう意見書を提出することを求めるものです。

本県では、これまでに同様の事例はありませんが、児童虐待による死亡事例が発生した場合には、県社会福祉審議会児童相談部会において事例の検証及び再発防止策について調査、審議を行うこととなっています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 陳情40の4点目で、希望があればカメラなどで記録すると言われたかと思いますが、それは子ども本人が希望すればということですか。そういうこともできますよ、どうしますかと聞くのでしょうか。

隅田こども・家庭支援課長 面談時ですが、子どもにこちらからカメラで記録しますかと伺うことはありません。今のところしていません。

猿渡委員外議員 そうなると、よほど意識が高いと言うか、子ども本人がこれは記録してくださいとか録音してくださいと言うのはなかなかないと思います。

子どもの意見、表明権について、昨日の本会議でも議論がありましたが、そういうこともできると、希望するならするとお知らせしないと実際にはないと思いますが、どうでしょうか。

隅田こども・家庭支援課長 昨日、本会議でも説明しましたが、現在、子どもの意見、表明権ということで、児童福祉法の中でもはっきり位置付けられました。

大分県は令和2年度から児童相談所、一時保護所における児童の意見表明の仕組みをつくるということで、週に1回意見表明支援員の訪問を行って、意見を伺っています。カメラ、ボイスレコーダーの使用については、こちらから尋ねていませんが、子どもから意見を聞き出す、自由に言っていていいと伝えていく仕組みづくりに努力しています。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 ほかに御質疑等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、さきの第1回定例会において採択した請願処理の経過と結果について、執行部からの報告を求めます。

池邊感染症対策課長 お手元の請願処理結果報告の1ページをお開きください。

子どもたちへの新型コロナワクチン接種に関して配慮を求めることについてに関する請願について、処理の経過及び結果を御説明します。

一については接種の強要、同調圧力や差別、行動制限を行わないよう、学校における指導はもとより新聞やホームページ、市町村から送付される接種券に同封されているリーフレット等により広く県民に対して啓発を行っています。

二については、ワクチン接種に関するメリット、デメリットを接種券に同封されているリーフレットにより情報提供するとともに、接種医療機関に対し、接種を希望する方へ十分な説明を行うよう医師会を通じて通知しています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

三浦委員 5歳から11歳の子どもたちのワクチンは、早いところは3月上旬からと、3か月がもう経過したわけですが、県内の対象者の接種状況を教えてください。

宮崎感染症対策課参事 県内の接種率は、6月

21日現在で1回目が18.0%、2回目が15.9%です。ちなみに、全国では1回目が18.1%、2回目が16.2%なので、ほぼ全国と同じ状況です。

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、以上で請願処理結果の報告を終わります。

次に、執行部から法令に基づく報告の申出があるのでこれを許します。

小野医療政策課長 委員会資料の9ページをお願いします。

令和3年度一般会計予算事故繰越し繰越し計算書について、地方自治法施行令の規定に基づき御報告します。福祉保健部関係では、災害医療体制整備推進事業費において、事故繰越しを行っています。

この事業は、災害時の医療継続に必要な設備整備を行う医療機関に対して助成するもので、国の補正予算を令和2年度3月補正で受け入れたものです。

3月補正での受入れのため、全額を令和3年度に繰越し、要望のあった四つの医療機関の設備整備を支援していましたが、このうち別府医療センターの非常用自家発電設備の燃料タンク増設工事において、新型コロナの影響により、操作盤の部品となる半導体の調達に日数を要したため、令和4年度に986万1千円を再度繰り越したものです。

なお、本工事については本年5月31日に既に完了しています。

二ノ宮委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないので、次に

その他の報告①をお願いします。

藤内理事兼審議監 それでは、タブレット資料のうち、新型コロナウイルス感染症の現状についての1ページを御覧ください。

まず、世界の発生状況です。5億人を超える方が感染していますが、世界的にもこのオミクロン株の流行が大体収束に向かっています。ピークの7分の1くらいまで減って、ここ6週間は横ばいの状況です。国内の状況については、後ほど説明します。

県内の発生状況ですが、昨日までに5万6,981人の感染を確認し、残念ながら165人が亡くなっています。現在、入院が52人、宿泊療養が118人、自宅療養が518人で、部長が冒頭の挨拶で申したとおり、大きく減っています。

その表に第6波の令和4年1月の感染者数とその横の死亡者数、それぞれ月ごとに感染者数と死亡者数を記載していますが、3月以降の数字を御覧ください。3月には8,507人が感染、43人が亡くなっています。4月以降は4月、5月と1万人を超えて感染していますが、亡くなる方がぐっと減ってきています。これは3回目のワクチン接種が進んだことで重症化する方が減り、感染者は増えましたが、亡くなる方の数を少なくすることができています。

右側の備考欄を御覧ください。オミクロン株亜種検出状況を書いています。これまでBA.2がだんだん増えてくると御報告していましたが、その下、BA.5が先週6月17日に県内で初めて3件、あるいはその下のBA.2.12.1も1件確認しています。

これら二つの亜系統について、BA.5はアフリカやヨーロッパで、BA.2.12.1はアメリカで感染が広がっており、それぞれの地域の感染者の増加につながっています。二つとも、これまでのBA.2に比べて感染力が1.2倍ぐらい高いですが、ただ、幸いなことに重症化リスクは余り変わりません。県内で新たな系統が見つかったため、今後、感染者が増えないか、慎重に見る必要があると考えています。

では、右側のページを御覧ください。

これは、カレンダーに新規感染者数を落とし込んだものです。5月23日から27日間は青で、前の週の同じ曜日を下回る状況が続いていましたが、6月19日は28日ぶりに赤と、前の週を上回りました。ただ、本日の公表は96人で、前の138人を下回っています。4日続けてまた青が続く状況で、ここ1か月間は感染者が減少する基調が続いています。

その下は、県内の感染状況を示すステージ表です。重症者は、このところずっとゼロが続いています。病床使用率は、昨日の時点で52人が入院し、病床使用率が10.2%、感染経路が現在のところ3割を切って、27%とか28%が続いています。人口10万対新規感染者数も62.46で、1月上旬ぐらいのレベルまで下がっています。

それから、右の方を見ていただきますが、PCR陽性率は7.99%で、これはPCR検査や抗原定性検査を受けた方のうち8%弱が陽性になっている状況です。ピーク時には20%を超えていたので、こうした数字を見ても、県内の感染が落ち着いてきたことが分かります。

では、次のページを御覧ください。

これは全国と県内の感染状況で、特に赤い折れ線グラフが1週間の感染者を平均したものです。全国もここへ来てちょっと横ばいになっているのが分かると思います。ちょっと下げ止まってきている状況です。大分県は、本当に2月以降、3月、4月、5月と何度も上下を繰り返しながら、やっところどころ下がってきて、まだ減少基調が続いている状況です。

それから、その下は病床使用率の推移で、2月のピーク時に46.3%だったものが、最近では10%を切るまでになっています。

次のページは、全国の各地域の感染状況を調べたものですが、一番右の列の太枠で囲った前週比の数字を御覧ください。首都圏が1.10と、東京都、神奈川県、埼玉県のいずれも1.1前後になっています。つまり、首都圏では今感染者が増加に転じています。それから、愛知県や関西圏を見ても0.95ぐらいで、この二つの地域も下げ止まってきている。場合によっ

ては今後、ここも東京に続いて増えていく可能性があると思っています。

その下は九州、沖縄県、山口県の状況です。地域によって少し明暗が分かれていて、福岡県は0.99と横ばいの状況ですが、佐賀県、長崎県、熊本県については1を超えています。後ほどグラフでお見せしますが、この3県はまた感染者が増加している状況です。大分県は0.87で、順調に下がっています。

では、次の表を御覧ください。

人口10万人当たりの新規感染者数を多い順に並べた表です。残念ながら多い順に4位までを九州で占め、6位が長崎県、9位が宮崎県、10位が福岡県という状況です。大分県は26位で、山口県が27位です。

次のグラフを御覧ください。

沖縄県はスケールアウトしていますが、下の方の九州各県の状況を御覧いただくと、さきほど説明したように、緑で示した熊本県や灰色の佐賀県、オレンジ色の長崎県がここへ来て再び増加に転じています。それから、福岡県もちょっとまた上昇に転じている状況です。県内の感染状況は、福岡県の感染状況にかなり影響を受けるので、今後、福岡県がまた増加することになれば、本県も今の減少基調がずっと続くとはいえないかもしれません。

では、県内の感染状況を少し詳しく分析したものを報告します。

次の、年代別感染者数の1日平均の推移ですが、ここへ来てシャープに各年代とも下がっています。特に、保育園等で感染が拡大したことで、オレンジ色で示した10歳未満が5月の第3週あたり大きく増えていましたが、それも順調に下がってきています。

その下の感染経路別の推移ですが、緑色で示した学校の感染が、5月の第3週あたりはかなり多かったです。その緑色もずっと減っていて、赤で示した幼児教育・保育施設の感染者もずっと減っています。また、黄色で示した高齢者施設における感染者も減っている状況で、各感染経路の感染者も順調に減っている状況です。

それから、次のページの週ごとのクラスター

の発生状況にも表れています。黄色で示した学校等のクラスターは5月の連休以降、かなり多い状況が続きましたが、ここへ来てずっと減っているし、オレンジ色で示した幼児教育・保育施設におけるクラスターも、まだ散発してはいますが、一頃よりは減っている状況です。

その下の乳幼児・児童・生徒・学生の感染状況ですが、こうした学校や幼児教育・保育施設の感染の減少を反映して、児童や乳幼児の感染者数もぐっと減っている状況です。比較的活動範囲も広く、感染を広げる役割をこれまで果たしてきた、黄色で示した学生もこここのところ感染が少ない状況が続いています。

最後に、ワクチンの状況です。

まず、3回目の接種状況を説明します。右から2列目の接種率、C/Aの数字を御覧ください。

県民の全ての世代を分母にしたとき61.6%が3回目接種を終えています。3回目接種の対象である12歳以上を分母にすると68.1%となります。その下に世代ごとの3回目接種率の水準を載せていますが、まず10代あるいは20代、30代といった若い世代でまだ50%に達していない状況が続いています。

それから、その下の4回目の接種状況を御覧いただくと、60歳以上と18歳以上で基礎疾患を有する方が対象で、現在2,216人、60歳以上に関しては人口の0.49%で、基本的にはまだ3回目接種をした方が2月、3月に多くいるので、その5か月後の7月、8月に4回目接種がぐっと増えてくると見えています。

それから、県営接種センターの接種状況ですが、基本的には1回目から4回目の全てに対応していますが、メインは3回目と4回目の接種です。この下にそれぞれ日にちを書いています。何回目の接種か、ワクチンはどれを使うのかを少し整理して、スムーズな接種ができるようにしています。

二ノ宮委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

玉田委員 最後の接種のところ、県営接種セ

ンターでは3回目、4回目は全部モデルナになっていますが、これは県下の市町村もほぼ同じと考えていいですか。

宮崎感染症対策課参事 今回、4回目の接種については、国からファイザー製とモデルナ製のワクチンが配布されることになっています。割合としてはファイザー2に対してモデルナが8ぐらいなので、モデルナ中心にはなりますが、市町村によって、例えば、個別の医療機関ではモデルナを打って、集団接種会場ではファイザーとか、事情によってはその逆であるとか、時間を空ける工夫をして、皆さんが接種できるようにしています。

玉田委員 モデルナやファイザーは、4回目でまた新しいのが来るということですか。

宮崎感染症対策課参事 3回目でモデルナが余っているという報道もあったので、それを使っていますが、4回目の分も国が確保しているので、その分は順次配布されます。

玉田委員 4回目がモデルナばかりだったので結構余っていたのかなと思ったものですから。

三浦委員 子どものワクチンのところで1点確認です。後遺症等は、知事会でこれから追跡調査をするということですが、5歳から11歳の子どもで1回目も2回目もそうですが、後遺症とまでは言いませんが、何か症状が悪化しているとか、そういった事例があれば教えてください。なければ結構です。

それと、他県ではかなり何万とか廃棄が出ていますが、県内のワクチンの廃棄がどの程度なのか2点目。

3点目は、県営接種センターでアストラゼネカということですが、モデルナが中心と思っていたら急にアストラゼネカが出てきたのか、私が見落としているのか分かりません。その辺、今までのアストラゼネカの接種がどうなのか教えてください。

あとは藤内理事に聞きたいのですが、先日、元コロナのワクチン接種担当大臣が、これからの日本におけるワクチンの話で、できれば今年の秋以降、早ければインフルエンザとコロナのワクチンを配合して1回で打てるようにすれば

いいという発言もありました。今、4回目がスタートし、経口薬もこれから進みますが、多くの皆さんは何回接種するのかという思いもあるので、何か情報があれば教えてください。

宮崎感染症対策課参事 それではまず、副反応による被害についてです。副反応が起きた場合は医療機関から国へ報告する制度と、健康被害で医療費等が発生した場合、それを救済する制度があります。前者は幅広く取っているのですが、可能性があるというレベルの報告まで含みますが、後者はかなり確定的なところがあって、その中で見ると、小児の副反応でそういった健康被害の申請は、今のところ県内では承っていません。新聞報道にもありましたが、小児用ワクチンは副反応が少ないと、現在いろんな報告が上がっているところです。

それから、2点目のワクチンの廃棄の問題ですが、大分県では大分市で645回分のワクチンが期限切れになりました。ほかの市町村でも期限切れになりそうな部分がありましたが、例えば、県営接種センターで使うなどの工夫をして、全部は使えなかったのですが、645回分にとどまりました。

それから、3点目のアストラゼネカについては以前からあって、高齢者とかほかのモデルナやファイザーにアレルギーがある方に接種できるよう県営接種センターでやっていましたが、余り対象の方がいません。

今回、ノババックスが新たに加わって、こちらは1回目から3回目の接種に使え、副反応が少なめということもあって、アレルギーがある方と、ファイザー、モデルナ等で副反応が強くてドクターに止められた方がこのノババックスを使っている状況です。非常に好評で、予約を拡大して対応しています。

藤内理事兼審議監 この秋以降のワクチンの話ですが、今、南半球は冬で、特にオーストラリアでインフルエンザがかなり増えています。この2年間、冬の間インフルエンザが全く流行しなかったのですが、この冬もし日本にインフルエンザが入ってくると、かなり大規模の流行になるのではないかとされており、インフルエン

ザのワクチンも非常に重要になってくると思います。

ちょうど、それとあわせて5回目のコロナワクチンの時期になりますが、それがどのようなタイミングで、場合によってはそれに混合ワクチンのようなものを使えるのか、その辺については残念ながらまだ情報がありません。（「ありがとうございました」と言う者あり）

羽野委員 4回目のワクチンが来るとは思いますが、その意義というか、今、弱毒化していますよね。

ワクチンを打っているから症状が軽いのか、弱毒化しているから症状が軽いのか、ブレイクスルー感染はどの程度するのかとか、4回目の意義がないと、打つ人が今までどおり打つてくれないのではという思いがあります。

例えば、3回目を打ってブレイクスルー感染したとして、軽症の割合がどれだけ高いとか。打っているから軽いのか、打たなくても軽いのかの状況がはっきりしないと、4回目を打つ必要があるのかが伝わらない気がします。

藤内理事兼審議監 まず、オミクロン株は、確かにこれまでのデルタ株に比べると重症化リスクが少ない部分があります。ただ、県内でも全くワクチンを打っていない、高血圧の基礎疾患がある50代の方がオミクロン株にかかって重症化しています。

つまり、オミクロン株で重症者が少ないことは本当に幸いですが、それはオミクロン株そのものの特性に加え、3回目のワクチンが進んだことが背景にあると思います。高齢者も、さきほど表を示したように65歳以上は9割近い方が3回目の接種をしています。3回目接種から5か月ぐらいたち始めているので、65歳以上に限ってワクチンの発症予防効果を見ると、下がってきています。

大体、3回目をすると7割ぐらいは発症予防効果があると見ていますが、それが65歳以上でも打って少し時間がたってくると弱まるとか、半分を切ってくる状況になるので、3回目のワクチンの効果が薄れる前に、重症化する可能性のある高齢者や基礎疾患がある方が4回目を打

つのは非常に意義があることだと考えています。

後藤副委員長 このオミクロン株にも味覚障害とか嗅覚障害はありますか。私はデルタ株のときにすごくひどくて、2回目も3回目もかかる人は同じくそうなるのか、それだけは嫌なので教えてください。打っていないものですから。

藤内理事兼審議監 オミクロン株に関して、これまでのデルタ株前に比べると、味覚、嗅覚障害は少ないという報告はあります。ただ、ないわけではありません。（「ありがとうございます」と言う者あり）

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 4月の初常任委員会だっと思いますが、保健所が大変御苦労されていて、保健所の負担軽減のためにもまず電話を——何でもかんでもいろんな電話が保健所にかかってくるのではなくて、受診相談センターにかかるようにすべきだということと、DX推進課なんかと連携してIT化をともしました。

私は商工観光労働企業委員会でも、ぜひ連携してそれを進めてもらいたいと言いましたが、その辺は進んでいるのでしょうか。

渡邊福祉保健企画課長 コロナ対応に係る保健所業務の件でお尋ねですが、随時できることから進めています。

まずは、これまでは手書きの疫学調査票をスキャンして、全県で共有していましたが、これを直接システムへ入力して自由に加工できて出力できるように改修を加えたところが1点。また、健康観察とか陽性になった方への連絡について、定型的なものとか大部分共通的なものはショートメールを使ってやっている状況で、これでかなりの電話時間の軽減等も図られています。

ほかにも宿泊療養証明の廃止とか、できることからいろいろやっています。現在、陽性者数が減ってきたことありますが、臨時的な応援という点で、例えばIHEAT（アイヒート）や民間の専門看護師等の派遣、本庁からの3日

間の応援とかは、現在なくて済んでおり、少しずつ省力化を進めています。（「電話相談」と言う者あり）

電話相談については、以前から夜間とか警備会社に委託をしていますが、警備会社で答えられない専門的なことについては、どうしても夜間でも保健師なりに回す必要があります。

なかなかアウトソーシングというか、そこは難しいと思っていますが、引き続き、何ができるかを検討していきたいと思います。

猿渡委員外議員 それと、負担軽減のことですが、陽性の方にいろんな日用品とか食料品とかを持っていく場合がありますよね。そこも保健所が担っていますか。

渡邊福祉保健企画課長 自宅療養者の食料品については、保健所までは業者に持ってきてもらいますが、保健所から自宅については保健所で対応している状況です。

猿渡委員外議員 都道府県によっては、それを丸ごと業者をお願いしているところもあると聞きます。保健所に来てそれを仕分けして、どこにこれを持って行ってという作業になっているとすれば、その辺も何かもっと効率化を考えてはどうかと思います。

渡邊福祉保健企画課長 御提案ありがとうございます。その辺も今検討しつつありますが、1点その課題として、希望の有無もあって日々変わるので、なかなかその業者への連絡とかをスムーズにやるところが課題と思っています。今後、できるかどうかを含めて検討できればと思っています。（「お願いします」と言う者あり）

守永委員外議員 二つほどお聞きします。

4回目接種の状況がありますが、まずは高齢者と基礎疾患のある方が重症化することを心配してやった方がいいと進めています。全体として、例えば、一般健常者にも4回目を想定して進めているのかが一つ。

それと、さきほど重症化の事例をお話しいただきました。重症化とよく耳にはしますが、具体的にどういう経過で重症化に至るのか、余り事例として見ていないので、県のホームページ

でここを見れば分かるかがあるれば、それを教えていただきたい。そういう事例を何らかの形で紹介していただけると、どう気を付ければいいのか意識を持てると思います、その辺どう思いますか。

藤内理事兼審議監 まず一般の方、特に若い60歳未満で基礎疾患のない方は、現時点では4回目の対象にはなっていません。医療従事者や介護施設の職員が希望しているとも伺っています。

今回、国が対象にしないと判断した背景には4回目接種は重症化予防効果がありますが、発症予防効果に関しては2か月後に僅か9%まで減ってしまう点があるからです。9%まで減れば、ワクチンを打っても91%は打たない人と同じようにかかるという意味なので、3回目を打った人が4回目を打つ利益というか、発症予防効果は余り期待できません。

それから、重症化については、確かに我々もひとくくりで言いますが、基本的には今まで肺炎を起こして酸素吸入が必要になった状態を呼んでおり、数字で出す場合にはそれで重症化率を出しています。ただ、今回のオミクロン株に関して言えば、例えば、もともと心臓が悪かったり肺の持病がある方がコロナにかかることで持病が悪くなって入院治療が必要になる、場合によってはそれで酸素吸入やICUでの管理が必要になってしまう方もいます。そういう方も一応重症の中にカウントします。

分かりやすい例をホームページ上で紹介できるといいのですが、そこは様相が少し変わってきている部分もあります。

守永委員外議員 重症化とは、多分そういうことだろうと思いつつも、何か分かりづらいついていたので。

それと、改めて整理をするのであれば大変だと思いますが、亡くなった方について、重症化で肺炎等を起こして亡くなった方と持病により亡くなった方とでは、やはり受け止め方は違います。コロナが原因かもしれないが、コロナで亡くなったのはちょっと違うといった分類がされているのかどうか、教えてください。

藤内理事兼審議監 我々もオミクロン株になって、デルタ株との違いはそこが大きいと思っています。

今、議員がおっしゃったように、もともとの持病が悪くなって結果的に亡くなる方は、今回オミクロン株の方で結構います。残念ながら、それを分けて報告する、あるいはそれを統計で出すことにはなっておらず、療養期間中に亡くなった方については、コロナの死亡でカウントしています。今後、我々の健康への影響の深刻さを評価する上では、本当は少し分けて議論することも必要だと思います。

ただ、インフルエンザもそうですが、もともとの持病が悪くなって亡くなることは、やはりその病気の健康への影響には違いないので、それをあわせてトータルで見る考え方も両方必要だと思います。（「ありがとうございます」と言う者あり）

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別に御質疑等もないようなので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

玉田委員 部長、一般質問は大変お疲れ様でした。連日、本当に獅子奮迅の御活躍でしたが、一般質問のときの、少しやり取りした中での関係でいくつかあります。

一つはヤングケアラーの関係で、これは知事答弁でしたが、相談窓口をつくったけれど、当事者から相談がないと。福祉保健部の答弁では福祉関係者などに研修をしてプッシュ型をやるということでした。

ケアマネジャーとかスクールソーシャルワーカーの役割の重要性をずっと指摘して、いろいろ議論してきました。今年3月の予算特別委員会の、教育委員会でこの件に触れる中で、スクールソーシャルワーカーの配置時間を増やす方針が出ました。その辺、実際増えているか福祉保健部で把握しているのかなと思ったので、もし把握していれば教えてください。

それから、高橋議員との子宮頸がんワクチン

のやり取りの中で、部長が副反応の頻度が1万人当たり10人で、そのうち重篤者が6人と答弁していましたが、要するにこの重篤者はHPVワクチンによる健康被害として認められている6人という判断でいいのか。

また、今年度の4月から勧奨する場合、この0.06%は確率としては低いですが、起こったときは大変だと思いながら聞いていました。そういう意味では部長が少し答弁していましたが、やはり強制ではなくしっかり周知をするという話でした。さきほど請願処理結果の報告がありましたが、そういう形でしっかりと周知をしてもらいたいと思ったので、そこについてどういう考えか、再度聞きたいということ。

三つ目が介護人材の関係で、第8期のおおいた高齢者いきいきプランの中では、2025年に35万7千人ぐらい足りないと、国からの報告が出ています。大分県はどのくらい足りないかと議論はしていますが、第8期の計画を見る限りではどのくらい足りないのか出ていないので、もちろん勤務形態とかにもよるでしょうが大体どれくらい足りないのか。また、どれくらい養成しなくてはならないのか、今ざっくりは分からないと思いますが、後ほどまた教えてください。

隅田こども・家庭支援課長 1点目のヤングケアラーに関してのお尋ねです。ヤングケアラーの対応を考慮し、先般の総合教育会議においてスクールソーシャルワーカーの勤務時間を6時間から7時間に拡充したと伺っています。

それから、正確な時間までは伺っていませんが、スクールカウンセラーも対応時間を拡充したと聞いています。今後とも、教育委員会と一緒に連携してやっていきます。（「ありがとうございます」と言う者あり）

池邊感染症対策課長 HPVワクチンの副反応の件です。国のリーフレットに基づいて説明します。

重篤者が1万人当たり6人ということで、これはワクチン接種後に生じた症状として報告が上がってきたものを全てあげているので、必ずしもワクチン接種との因果関係が明確になって

いるものだけではありません。ほかの副反応報告として上がってきたものを含めた全ての集計となっています。

主に、重篤者には入院相当以上が含まれていますが、中には重いアレルギー症状や全身症状もあり、その明確な基準はなく、報告書に非重篤か重篤かにマルを付ける欄があって、医師が重篤にマルを付けたものの総集計と御理解ください。

全てにおいて一応議論はされていますが、必ずしも因果関係が明確になっているものではありません。ただ、その説明も含め、リーフレットのHPVワクチンのリスクのところで、こういう症状があるなど、かなり細かく丁寧に書いています。一人一人に接種券と同時に郵送しているので、保護者と御本人でしっかり読んでいただきたい。

それと答弁の中にもありましたが、医療機関でも接種前に湿疹というか、痛みが強かったり気分が悪くなったり、あと注射を打つことによる迷走神経反射というか、軽いめまいとか立ちくらみみたいな症状があることを、かなり丁寧に説明されているようです。

実際、4月からまた接種勧奨が始まって、少しずつ接種者は増えているように聞いていますが、そこを説明し、理解した上で打っているので、明らかなトラブルが増えているとは今のところ耳に入っていません。

阿部高齢者福祉課長 介護人材について、おおいた高齢者いきいきプランにおいては、委員がおっしゃるとおり、2025年の養成数は目標値として計上していません。介護人材確保に向けた定着について記述していますが、目標値では書いていません。

なお、国の第8期計画の策定にあたり、大分県では2025年に2万6千人ほど必要で、約1,200人が不足すると推計されています。あと、質問にもありましたが、2040年にはさらに6千人も不足することから、確保に向けて取組を進めているところです。

玉田委員 最後に、2025年には1,200人、2040年には6千人とは、大分県の介護

人材の不足の見込みですか。

阿部高齢者福祉課長 本県の見込みです。国の方で全国の各都道府県別に推計し、その数値によると2025年で1,274人、2040年で6,700人ほど不足と推計されています。

（「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

二ノ宮委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別がないので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議を行うので、このままお待ちください。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

二ノ宮委員長 それでは内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。

初常任委員会の内部協議において、県外所管事務調査の有無については、第2回定例会で改めて協議するとしていました。去る6月14日に開催された委員長連絡調整会議において、各委員長と県外調査に関する意見交換を行いました。全委員長の意見としては、感染対策を徹底し、受入れ可能な調査地があれば、県外調査を実施してはどうかということでした。

本委員会の県外調査の実施について、何か御意見等があればお願いします。

〔意見交換〕

二ノ宮委員長 それでは実施することとし、本

日、実施日程や調査地について、可能な限り決定したいと思います。

事務局は、説明をお願いします。

〔事務局説明〕

二ノ宮委員長 それでは、スケジュール及び調査地について、何か御意見はありませんか。

〔意見交換〕

二ノ宮委員長 それでは、11月14日から18日のうち、2泊3日の日程で実施することとします。なお、調査地については今後の委員及び執行部からの提案を踏まえて決定します。

調査地の希望があれば、7月8日までに事務局へ連絡をお願いします。

なお、細部については正副委員長に御一任願います。

以上で予定されている案件は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

二ノ宮委員長 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。